

# 【嘉手納町プレミアム付商品券取扱店要領】

嘉手納町にて発行される「嘉手納町プレミアム付商品券」について、商品券取扱店として登録された事業者の皆様は、以下の取扱店要領の内容をご確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

## 1.目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

## 2.商品券の概要

- (1) 名称：嘉手納町プレミアム付商品券（以下、プレミアム付商品券という）
- (2) 発行者：嘉手納町
- (3) 額面：1枚500円（1冊10枚綴り）

## 3.商品券の利用期間（有効期限）

令和元年10月16日～**令和2年2月29日**

※期限の過ぎたプレミアム付商品券の対応はしないようご注意ください。

## 4.取扱店の皆様の換金受付期間（換金期限）

令和元年10月16日～**令和2年3月6日**

※換金受付期間後の換金申込は受付できませんので、十分にご注意ください。

## 5.商品券換金方法

取扱店は、換金窓口（嘉手納町商工会）にて備え付けの「換金申込書」へ必要事項（店名・住所・振込口座番号、口座名義等）を記入の上、使用済み商品券を添えてご提出ください。後日、指定口座へお振込みいたします。手数料無料（振込手数料は商工会にて負担します。）

**※換金受付は、毎週金曜日締めの翌週水曜日振込となります。**

**※「野國總管商品券」とは異なりますので、別々で換金申込してください！**

## 6.換金窓口

嘉手納町商工会 〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 259 番地

TEL098 - 956 - 2810 FAX098 - 956 - 8414

## 7.換金申込受付日・時間

毎週月曜日から金曜日 09：00～17：00

## 8.取扱店登録資格および登録方法

- (1) 嘉手納町内に店舗や事業所を有する事業者に限ります。
- (2) 嘉手納町商工会に備え付けの「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、申込受付窓口（嘉手納町商工会）へ直接ご持参または郵送かFAXにてお申し込み下さい。（「取扱店申込書」は、嘉手納町商工会ホームページまたは、嘉手納町役場ホームページでもダウンロード可能です。）
- (3) 嘉手納町商工会が毎年2回発行する『野國總管商品券事業』へ参加店として登録している事業者については、『嘉手納町プレミアム付商品券取扱店』として登録させていただきます。（別途申込は不要です。但し、プレミアム付商品券を取り扱わない旨回答のあった事業者は除きます。）
- (4) 利用者等へ配布される「取扱店一覧」へ掲載される事業者は、令和元年10月8日までに登録された店舗のみとなります。

## 9.対象外事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団又は同項第6号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる事業者や公序良俗に反する事業者
- (4) その他、町が不相当と認める事業者

## 10.利用できない商品・サービス

- (1) 換金性の高い商品の購入（商品券や印紙、プリペイドカードなど）
- (2) 国や県、町への支払い、公共料金（電気・ガス・水道・通信）や保育料等の支払い
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預入
- (5) プレミアム付商品券の交換又は売買
- (6) 出資及び債務の弁済
- (7) 医療機関への支払い
- (8) その他町が不相当と認めたもの

## 11.取扱店登録事業者の遵守事項

- (1) 嘉手納町発行のプレミアム付商品券のみ取扱い対象となります。（他市町村発行のプレミアム付商品券は、嘉手納町では利用できませんのでご注意ください。）
- (2) プレミアム付商品券は、取扱登録店以外の店舗での利用は出来ません。
- (3) プレミアム付商品券と現金との引き換え、つり銭の支払いは行わないでください。
- (4) 取扱店であることが分かりやすいように、取扱店ステッカーを必ず掲示してください。
- (5) 商品券を受け取る際には必ず目視による確認を行い、商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合には、利用を拒否し、警察署へ連絡の上、嘉手納町役場 産業環境課または嘉手納町商工会へご連絡下さい。
- (6) 商品券の譲渡及び売買・交換を行わないでください。
- (7) 自店で利用された使用済み商品券を換金せずに、他の取扱店で使用しないでください。
- (8) 嘉手納町が取扱店舗への確認・調査が必要と認めるときは、これに同意し協力すること。
- (9) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

## 12.取扱店登録の取消し

本事業の趣旨に反する行為を行った場合には、取扱店登録を取消すとともに、違反により損害金が発生した場合には、必要に応じて返還請求を行う場合があります。

## 13.破損等の商品券の取扱い

以下の破損等のある商品券については、換金の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

- (1) 切断された商品券
- (2) 穴が開いた商品券
- (3) 偽造された商品券

**※換金期限には十分ご注意ください！**

**換金は令和2年3月6日(金)までです。**